

福岡県道路交通法施行細則新旧対照表

〔 昭 和 4 7 年 4 月 1 日 〕
福岡県公安委員会規則第7号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>目次～第3条の2 (略)</p> <p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>。</p> <p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) <u>駐車禁止</u>の規制の対象から除く車両</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 放置車両確認機関が確認事務のために使用中の車両で、かつ、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の時間制限駐車区間規制の標章(様式第6号)を掲出しているもの</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>(4) <u>駐停車禁止、時間制限駐車区間又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間</u>の規制の対象から除く車両</p> <p>前号アからカまでに掲げる車両</p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する標章の交付を受けようとする者(第3号クに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては、公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。)のうち、同項第2号オ並びに第3号カ及びキに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を、同項第3号クに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては当該標章の交付を受けようとする者の住</p>	<p>目次～第3条の2 (略)</p> <p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>。</p> <p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) <u>駐車禁止、時間制限駐車区間又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間</u>の規制の対象から除く車両</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 放置車両確認機関が確認事務のために使用中の車両で、かつ、公安委員会が交付した駐停車禁止除外指定車の標章(様式第6号)を掲出しているもの</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>(4) 駐停車禁止の規制の対象から除く車両</p> <p>前号アからカまでに掲げる車両</p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する標章の交付を受けようとする者(第3号クに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては、公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。)のうち、同項第2号オ並びに第3号カ及びキに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を、同項第3号クに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては当該標章の交付を受けようとする者の住</p>

所地を管轄する警察署長を経由して標章交付申請書（様式第10号）により公安委員会に申請しなければならない。

3 前項の標章交付申請書には、当該申請により交付を受けようとする次の各号に掲げる標章の種別に応じて、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 第1項第2号オ並びに第3号カ及びキに掲げる車両に係る標章 次に掲げる書面

ア (略)

イ 当該車両が第1項第2号オ又は第3号カ若しくはキに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

(2) 第1項第3号クに掲げる者に係る標章次に掲げる書面

ア (略)

イ 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し

4～5 (略)

【追加】

【追加】

6～7 (略)

第5条 (略)

(警察署長の行う通行の許可)

所地を管轄する警察署長を経由して除外標章交付申請書（様式第10号）により公安委員会に申請しなければならない。

3 前項の除外標章交付申請書には、当該申請により交付を受けようとする次の各号に掲げる標章の種別に応じて、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 第1項第2号オ並びに第3号カ及びキに掲げる車両に係る標章 次に掲げる書面

ア (略)

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 第1項第3号クに掲げる者に係る標章次に掲げる書面

ア (略)

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

4～5 (略)

6 第1項第2号又は第3号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、警察署長を経由して除外標章再交付申請書（様式第11号）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる

—

7 第1項第2号又は第3号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、警察署長を経由して速やかに除外標章記載事項変更届（様式第11号の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

8～9 (略)

第5条 (略)

(警察署長の行う通行の許可)

第6条 (略)

2 法第8条第2項の規定により警察署長が許可するときは、歩行者用道路 通行許可車 (様式第11号) を交付するものとする。

3 前項の規定により標章の交付を受けた車両の運転者の守るべき事項及び標章の返納については、第4条第5項、第6項及び第7項(第3号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第5項第3号中「第1項第3号クに規定する標章」とあるのは「当該標章」と、同条第6項中「公安委員会」とあるのは「警察署長」と、同条第7項中「当該標章(第3号のときにあつては、発見し、又は回復した標章)を公安委員会に」とあるのは「当該標章を警察署長に」と、同項第4号中「公安委員会」とあるのは「警察署長」と読み替えるものとする。

(警察署長の行う駐車の許可)

第7条 法第45条第1項ただし書の規定により警察署長が行う駐車の許可は、次の各号のいずれにも該当するときに限るものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号のいずれにも該当する場合におい

第6条 (略)

2 法第8条第2項の規定により警察署長が許可するときは、通行禁止道路通行許可証 (規則別記様式第1の3。第3項において「許可証」という。) を交付しなければならない。

3 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者の守るべき事項及び許可証の廃棄については、第4条第5項、第8項及び第9項の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「前項の規定により標章」とあるのは「前項の規定により許可証」と、同項第2号中「標章」とあるのは「許可証」と、同項第3号中「標章を」とあるのは「許可証を」と、「第1項第3号クに規定する標章」とあるのは「当該許可証」と、同項第4号中「標章は、車両の両面の見やすい箇所に掲出すること」とあるのは「許可証は、当該箇所に係る通行中、携帯すること」と、同条第8項中「公安委員会は、標章」とあるのは「警察署長は、許可証」と、「当該標章の返納」とあるのは「当該許可証の廃棄」と、同条第9項中「標章の交付を受けた者」とあるのは「許可証の交付を受けた者」と、「当該標章」とあるのは「当該許可証」と、「標章)を公安委員会に返納」とあるのは「許可証)を廃棄」と、同項第1号、第2号及び第3号中「標章」とあるのは「許可証」と、同項第4号中「公安委員会から標章の返納」とあるのは「警察署長から許可証の廃棄」と読み替えるものとする。

(警察署長の行う駐車の許可)

第7条 法第45条第1項ただし書の規定により警察署長が行う駐車の許可は、次の各号のいずれにも該当するときに限るものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号のいずれにも該当する場合におい

て、当該許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難と認められること。

ア 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ (略)

2 法第49条の5の規定により警察署長が行う駐車の許可は、当該車両の駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に限るものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難と認められること。

ア 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ (略)

3 前2項の許可を受けようとする者は、駐車許可申請書(様式第12号)を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。

て、当該許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量物又は長大物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ (略)

2 法第49条の5の規定により警察署長が行う駐車の許可は、当該車両の駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に限るものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量物又は長大物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ (略)

3 前2項の許可を受けようとする者は、駐車許可申請書(様式第12号)を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。この場合において、用務の性質上、当該許可を受けようとする駐車の場所が、二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長に提出すれば足りる

4 前項の駐車許可申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 複数の場所に連続して駐車する場合にあつては、当該場所の一覧表

(4) 前3号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書面

5 第1項及び第2項の許可は、駐車許可証（様式第13号。第7項において「許可証」という。）を交付して行うものとする。

6 (略)

【追加】

【追加】

7 第5項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者の守るべき事項及び許可証の返納については、第4条第5項、第6項及び第7項（第3号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「前項の規定により標章」とあるのは「第5項の規定により許可証」と、同項第2号中「標章は」とあるのは「許可証は」と、同項第3号中「標

—

4 前項の駐車許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、警察署長が認める場合は、その一部又は全部を省略することができる。

(1)～(2) (略)

(3) 当該許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類

【廃止】

5 第1項及び第2項の許可は、駐車許可証（様式第12号。第9項において「許可証」という。）を交付して行うものとする。

6 (略)

7 第5項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第13号）により、第1項又は第2項の規定による許可を受けた警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

8 第5項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（様式第13号の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、第1項又は第2項の規定による許可を受けた警察署長に提出し、当該駐車許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 第5項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者の守るべき事項及び許可証の廃棄については、第4条第5項、第8項及び第9項の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「前項の規定により標章」とあるのは「第5項の規定により許可証」と、同項第2号中「標章」とあるのは「許可証」と、同項第3号中「標章を」とあるのは「許可

章を」とあるのは「許可証を」と、「貸与しないこと（第1項第3号クに規定する標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するために必要な限度において貸与する場合を除く。）」とあるのは「貸与しないこと」と、同項第4号中「標章は」とあるのは「許可証は」と、同条第6項中「公安委員会は、標章」とあるのは「警察署長は、許可証」と、「当該標章」とあるのは「当該許可証」と、同条第7項中「標章の交付を受けた者」とあるのは「許可証の交付を受けた者」と、「当該標章（第3号のときにあつては、発見し、又は回復した標章）を公安委員会に」とあるのは「当該許可証を警察署長に」と、同項第1号及び第2号中「標章」とあるのは「許可証」と、同項第4号中「公安委員会から標章」とあるのは「警察署長から許可証」と読み替えるものとする。

第7条の2～別表第3（略）

様式目次

様式番号	様式名	関係条文
第1号	確認申請書（乳母車）	第1条の2
第6号	駐停車禁止 駐車禁止除外指定車の 時間制限駐車区間規制 標章	第4条
第10号	標章交付申請書	第4条
第11号	歩行者用道路通行許可車の標章 通行禁止道路	第6条

証を」と、「貸与しないこと（第1項第3号クに規定する標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するために必要な限度において貸与する場合を除く。）」とあるのは「貸与しないこと」と、同項第4号中「標章」とあるのは「許可証」と、同条第8項中「公安委員会は、標章」とあるのは「警察署長は、許可証」と、「当該標章の返納」とあるのは「当該許可証の廃棄」と、同条第9項中「標章の交付を受けた者」とあるのは「許可証の交付を受けた者」と、「当該標章」とあるのは「当該許可証」と、「標章を公安委員会に返納」とあるのは「許可証を廃棄」と、同項第1号、第2号及び第3号中「標章」とあるのは「許可証」と、同項第4号中「公安委員会から標章の返納」とあるのは「警察署長から許可証の廃棄」と読み替えるものとする。

第7条の2～別表第3（略）

様式目次

様式番号	様式名	関係条文
第1号	確認申請書（乳母車）	第1条の2
第6号	駐停車禁止 駐車禁止除外指定者の標章	第4条
第10号	除外標章交付申請書	第4条
第11号	除外標章再交付申請書	第4条
第11号の2	除外標章記載事項変更届	第4条

第1号	駐車許可申請書	第7条
第2号		
第1号	駐車許可証	第7条
第3号		
第7号	運転免許取得者等検査変更届出書	第3条の18

第1号	駐車許可申請書及び駐車許可証	第7条
第2号		
第1号	駐車許可証再交付申請書	第7条
第3号		
第1号	駐車許可証記載事項変更届	第7条
第3号		
第7号	運転免許取得者等検査変更届出書	第3条の18

様式第1号～様式第5号 (略)

様式第1号～様式第5号 (略)

様式第6号(第4条関係)

様式第6号(第4条関係)

(表)

駐 停 車 禁 止 駐 車 禁 止 除外指定車 時間制限駐車区間規制	番 号 第 号 発 行 日 年 月 日
放置車両確認作業使用中	
車両登録番号	号
運転者の連絡先/用務先	別紙のとおり
有効期限	年 月 日まで
福岡県公安委員会 印	

21センチメートル

(表)

駐 停 車 禁 止 駐 車 禁 止 除外指定車	番 号 第 号 発 行 日 年 月 日
放置車両確認作業使用中	
車両登録番号	号
運転者の連絡先/用務先	別紙のとおり
有効期限	年 月 日まで
福岡県公安委員会 印	

21センチメートル

(裏)

注 意 事 項

1 この標章は、福岡県公安委員会による駐停車禁止規制、駐車禁止規制又は時間制限駐車区間規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

(1) 法定駐停車禁止場所の駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第1項及び第75条の8）

(2) 法定駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項及び第2項）

(3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）

(4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第11条第1項）

(5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中のとき以外は使用できません。

3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。

6 次に掲げるときは、この標章（3）のときにあっては、発見し、又は回復した標章を速やかに返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者 所在地 事業所名

(裏)

注 意 事 項

1 この標章は、福岡県公安委員会による駐停車禁止規制又は駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

(1) 法定駐停車禁止場所の駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第1項及び第75条の8）

(2) 法定駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項及び第2項）

(3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）

(4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第11条第1項）

(5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中のとき以外は使用できません。

3 この標章を使用するときは、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官の指示があったときは、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用したときは、返納を命ぜられることがあります。

6 次に掲げるときは、この標章（3）のときにあっては、発見し、又は回復した標章を速やかに返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

使用者 所在地 事業所名

様式第7号～様式第9号 (略)

様式第7号～様式第9号 (略)

様式第10号(第4条関係)

標章交付申請書	
年 月 日	
福岡県公安委員会 殿	
申請者 住所 職業 氏名 事業所名 (電話)	
交付を受けようとする標章の種別	
車両登録番号	
通行し、又は駐車する区域及び区間	
申請の理由	
備考	

(A4)

(全部改正のため下線省略)

様式第11号(第6条関係)

(表)

17センチメートル

第 号	歩行者用道路 通行禁止道路	通行許可車
車両登録番号	主たる運転者 氏 名	
許可する道路の区間		
有効期限 年 月 日まで 年 月 日		
		警察署長 印

12.7センチメートル

(緑線は青色とする。)

(裏)

注 意 事 項

- 1 表記の道路において通行するときは、この標章を車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 2 現場警察官の指示に従うこと。
- 3 この標章は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は交付の理由以外に使用しないこと。
- 4 この標章は、有効期限が経過したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに返納すること。

(全部改正のため下線省略)

【追加】

様式第10号(第4条関係)

別添1のとおり

様式第11号(第4条関係)

別添2のとおり

様式第11号の2(第4条関係)

別添3のとおり

様式第12号(第7条関係)

駐 車 許 可 申 請 書			
年 月 日			
警察署長 殿			
申請者住所 氏 名			
車両の種類		登録番号	
駐 車 時 間	自 年 月 日 時 分		
	至 年 月 日 時 分		
駐 車 の 場 所			
申 請 の 理 由			
車 両 責 任 者	住 所		
	氏 名		電 話
備 考			

(A4)

(全部改正のため下線省略)

様式第13号(第7条関係)

(表)

第 号			
駐 車 許 可 証			
年 月 日			
警察署長 印			
次のとおり駐車を許可する。			
車両の種類		登録番号	
駐 車 時 間	自 年 月 日 時 分		
	至 年 月 日 時 分		
駐 車 の 場 所			
理 由			
条 件			

17センチメートル

12.7センチメートル

(裏)

注 意 事 項
<p>1 この駐車許可証は、駐車中外部から見やすいように前面ガラスの内側に掲出すること。</p> <p>2 現場の警察官の指示に従うこと。</p> <p>3 この駐車許可証は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。</p> <p>4 道路工事、交通事故その他災害等で混雑しているところには駐車しないこと。</p> <p>5 この駐車許可証は、有効期間の経過したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに返納すること。</p>

(全部改正のため下線省略)

【追加】

様式第14号～様式第78号 (略)

様式第12号(第7条関係)

別添4のとおり

様式第13号(第7条関係)

別添5のとおり

様式第13号の2(第7条関係)

別添6のとおり

様式第14号～様式第78号 (略)